

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 31 条及び第 32 条第 2 項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針の一部を次のように改正し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 36 条の規定に基づき公表する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

北 海 道

「第 2 くろまぐろ（小型魚）」から「第 3 くろまぐろ（大型魚）」までを改正する。」

改正後		改正前					
<p>第 2 くろまぐろ（小型魚） くろまぐろ（小型魚）（第 2 において単に「くろまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 31 条に基づく公表及び法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 3 までに定めるとおりとする。</p> <p>1 法第 31 条に定める場合 知事管理区分の漁獲量の公表について、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 70 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>2 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合 (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合</td> <td>当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容</td> </tr> </table>		知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容	<p>第 2 くろまぐろ（小型魚） くろまぐろ（小型魚）（第 2 において単に「くろまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 31 条に基づく公表及び法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 3 までに定めるとおりとする。</p> <p>1 法第 31 条に定める場合 知事管理区分の漁獲量の公表について、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 70 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p> <p>2 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合 (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合</td> <td>当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容</td> </tr> </table>		知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容						
知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容						

<p>70 パーセントを超えたとき</p>	<p>漁業者に以下の措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <p>・<u>北海道資源管理方針(令和2年12月25日公表)(以下「道方針」という。)</u>別紙1-4第2の1(1)②アの<u>定置網漁業(以下「定置網漁業」という。)</u>は、網起こしの回数を1日1回に抑制するよう取り組む。併せてくろまぐろの放流に努める。</p> <p>ただし、魚群探知機や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p>	<p>70 パーセントを超えたとき</p>	<p><u>【管理区分：北海道くろまぐろ(道内各海域)定置網漁業】</u></p> <p>漁業者に、以下の措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <p>・網起こしの回数を1日1回に抑制するよう取り組む。併せてくろまぐろの放流に努める。</p> <p>ただし、魚群探知機や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p>
-----------------------	---	-----------------------	---

	<p>・ <u>道方針別紙 1-4 第 2 の 1 (1) ②イからオまでの漁業 (以下「漁船漁業」という。)</u>は、操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。</p>		<p><u>【管理区分：北海道くろまぐろ (道内各海域) 漁船漁業】</u> <u>漁業者に以下の措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</u> ・ 操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。</p>
<p>80 パーセントを超えたとき</p>	<p>漁業者に、以下の措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 ・ <u>定置網漁業は、</u>網起こしの回数を 1 日 1 回に抑制するよう取り組む。併せてくろまぐろの放流に努める。 ただし、魚群探知機や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた</p>	<p>80 パーセントを超えたとき</p>	<p><u>【管理区分：北海道くろまぐろ (道内各海域) 定置網漁業】</u> 漁業者に、以下の措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。 ・ 網起こしの回数を 1 日 1 回に抑制するよう取り組む。併せてくろまぐろの放流に努める。 ただし、魚群探知機や目視等でくろまぐろが入網していないことを確認できた</p>

	<p>場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p> <p>・<u>漁船漁業は</u>、操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。</p>		<p>場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p> <p><u>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）漁船漁業】</u> <u>漁業者に、以下の措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</u></p> <p>・ 操業時間短縮又は操業日数の抑制を実施する。</p>
<p>90 パーセントを超えたとき</p>	<p>漁業者に、以下の措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <p>・<u>定置網漁業は</u>、全てのくろまぐろの放流に取り組む。</p>	<p>90 パーセントを超えたとき</p>	<p><u>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）定置網漁業】</u></p> <p>・ 漁業者に、以下の措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p> <p>・ 全てのくろまぐろの放流に取り組む。</p> <p><u>【管理区分：北海道くろまぐろ（道内各海域）漁船漁業】</u> <u>漁業者に、以下の措置の実施を勧告する。併せて、所</u></p>

	<p>・漁船漁業は、くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。</p>		<p><u>属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</u></p> <p>・くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。</p>
<p>(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合</p> <p>イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合</p>		<p>(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合</p> <p>イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合</p>	
<p>3 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合</p> <p>(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。</p>		<p>3 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合</p> <p>(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に</p>	<p>当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容</p>	<p>くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に</p>	<p>当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容</p>

占める割合		占める割合	
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導	90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導
<p>(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。</p>		<p>(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。</p>	
<p>第 3 くろまぐろ（大型魚）</p>		<p>第 3 くろまぐろ（大型魚）</p>	
<p>第 2 の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第 31 条の公表及び法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。</p>		<p>第 2 の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第 31 条の公表及び法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。</p>	
<p>附 則 (施行期日)</p>		<p>附 則 (施行期日)</p>	
<p>1 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>		<p>1 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	
<p>2 令和 4 年 3 月 30 日一部改正</p>			